

試合日に関する取り決め

1. 各グループの責任者が集約し、「試合日程」及び「審判割」を作成してください。
2. 何らかの理由で試合の実施ができなくなったチームは、「試合日程変更理由書」を作成し、グループ責任者に理由書を提出してください。提出された理由書をグループ責任者は全チームに報告してください。**原則、提出期限は1ヶ月前までとする。変更後の変更は認めない。**
1ヶ月以内で予定試合が開催出来ないとなった場合は不戦敗となる。

※日程を変更したチームは、対戦チームと協議し、試合日・会場・審判割りを再度決定し、グループ責任者に報告すること。変更に関するグラウンド使用料及び審判派遣代等は変更したチームが負担すること。お互いの予定が合わない場合は両チームで折半する。

3. 試合当日、荒天や交通機関の乱れ等で計画通りに試合が実施できなかった場合、グループ責任者がとりまとめ、別日程を決めてください。

※ 9月3日までに全日程を終了することを原則としますが、後期終盤の試合が延期となった場合は例外として9月10日までの終了とします。

※ 試合延期による連戦は認めますが、同一日のダブルヘッダーは認めません。

4. 試合日程の調整ができない場合、グループ責任者は、リーグ戦実行委員会に相談・協議の上、「不戦敗」または「没収試合」と裁定してください。

不戦敗 当該チームを0点、相手チームには不戦敗チームの全試合の中から最大得失点差の点数を与える。ただし、最大得失点差が5点に満たない場合は0-5として扱う。

没収試合 当該試合を0-0の結果とし、勝ち点は両チームとも0とする。

※9月4日(月)に実行委員会を開き、それまでに消化されていない試合の取り扱いを決定する。
9月3日までにグループ責任者は事務局にその時点の結果を報告する。

5. 年間を通して「不戦敗」「没収試合」が多いチームは、次年度のリーグ戦参加を認めません。

※ “多い”の基準は、リーグ戦実行委員会で別途決定します。